

世田谷区告示第 680 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 30 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 30 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区桜上水二丁目 233 番 3

3 変更の区域

延 長 33.28 メートル

幅 員 1.43 メートル

面 積 47.61 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 30 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分 (供用開始)

街区 桜上水二丁目13番

